我が国の点字郵便制度の歴史
ー点字郵便無料化 50 年ー

筑波技術大学　保健科学部　保健学科　鍼灸学専攻

大沢秀雄

要旨：わが国の点字郵便の料金減額化は大正 6（1917）年7月 15 日に始まった。その後、数度の料金改定を経て、昭和 36（1961）年6月1日に無料化された。点字郵便の無料化によって、点字本・録音図書などが無料で送ることができるようになり、視覚障害者の教育・福祉に多大の貢献を果たした。本論文ではわが国の点字郵便制度の変遷を解説する。

キーワード：点字郵便，点字，郵便切手

1. はじめに

筆者はこれまで、史料としての郵便切手（その他の郵便物を含む）を分析し、視覚障害者及び聴覚障害者教育の歴史や現状について調査研究を行い、その成果を障害者教育の専門雑誌 [1]、郵便関係の専門雑誌 [2, 3] に報告すると共に、単行本 [4]、国内外の切手展 [5, 6]、オープンキャンパスや学園祭などの機会を通して広く公表してきた。

1961（昭和 36）年 6 月 1 日、わが国の点字郵便が無料化された [4]。これによって、点字の手紙、書籍、録音図書、点字用紙が無料で郵送できるようになり、視覚障害者の福祉・教育の発展に多大の貢献を果たした。

2011 年は点字郵便の無料化から半世紀の節目の年に当たる。2010 年末から 2011 年初めにかけて、本学を含め数箇所の視覚障害関係団体に点字郵便無料化 50 年の記念事業開催の有無について口頭にて調査したところ、残念ながら、調査範囲内では開催の予定が無いことがわかった。そこで、視覚障害者教育に携わる一人として、微力であるが、点字郵便無料化 50 年の記念事業として以下の事項を実施した。

①点字郵便に関する切手展作品の出品

全日本切手展 2011（郵便事業株式会社主催、2011 年4月 29 日～5月1日、東京都立産業貿易センター台東館）において「点字郵便」を出品した [7]。審査の結果、金銀賞を受賞した。

②地域の郵便局で記念展示会の開催

水戸千波郵便局において 2011 年6月1日～ 15 日、点字郵便物展示会を開催した。

③郵便関係の専門雑誌への投稿

わが国の郵便研究の主要雑誌である「郵趣研究」第 100 号（2011 年6月 15 日発行、日本郵趣出版）に「日本の点字郵便のあゆみ－開始から無料化まで－」を投稿した [8]。

本稿では最初に点字の発明から点字郵便の開始までの歴史を概説し、次いでわが国の点字郵便の変遷について既報 [8] を基に、その後の調査によって得られた知見を追加すると共に、全日本切手展 2011 に発表した切手展作品 [7] によって点字料金の変遷を提示する。また水戸千波郵便局で実施した点字郵便物展示会の概要についても報告する。

2. 点字と視覚障害者教育の歴史

2.1　世界最初の盲学校

フランス人のバランタン・アユイ（Valentin Haüy、1745 ～ 1822）は 1771 年、パリで無教養の盲人の興業を見たことから、盲教育に着手した。1784 年、パリに世界最初の盲学校である青年訓盲院を設立した。

2－2　ルイ・ブライユによる点字の発明

フランス人のルイ・ブライユ（Louis Braille、1809 ～ 1852、図 1）は3歳で失明し、1819 年2月にアユイの創設したパリの盲学校に入学した。

フランスの砲兵将校シャルル・バルビエ（Charles Barbier、1767 ～ 1841）は 1808 年、戦場での暗号として点字（12 点式）を発明し、その後 1821 年より、パリ盲学校において盲人の教育にも試行された。バルビエの 12 点式の点字は音の集まりを表現しており、アルファベットの表現はなく、句読点もなく、数字もない。また一つの指で多数の点を触るのは難しいなどの欠点があった。ブライユはバルビエの点字を改良し、1825 年（ブライユ 16 歳）、六

つの点による点字の骨子を完成させた。

1829 年には「言葉、音楽、そしてグレゴリオ聖歌を点を使って書くための盲人用の方法」という世界最初の点字本を著した。

当初の点字は、生徒の個人的なメモや宿題に用いられていたが、やがてその使用も盲学校の教育全般へと拡大され、彼の死から2年後の 1854 年、ブライユの6点式点字がフランスで正式に承認された。点字は彼の名前をとり、Braille と名付けられた。

図 1　ルイ・ブライユを描いた最初の切手
アルゼンチン（1939）

2.3　日本における盲学校の創設 [4, 9, 10, 11]

1680 年頃、盲人の杉山和一（1610 ～ 94）は管鍼法という現在わが国の鍼灸師が行っている鍼の刺入方法（刺入時の痛みが、これ以前の方法より軽減）を発明した。杉山和一は盲人のための鍼・按摩の教育施設（杉山流鍼治導引稽古所）を江戸・両国に設置した。これはバランタン・アユイの創設した盲学校の約 100 年前に当たる。この施設は幕末まで存続する。図2は生誕 400 年にあたる 2010 年に江ノ島局で使用された杉山和一を描いた小型印である。また台切手は杉山検校遺徳顕彰会（会長：和久田哲司本学名誉教授）作成の杉山和一生誕 400 年のフレーム切手である。

図 2　杉山和一生誕 400 年のフレーム切手と小型印（2010）

明治維新後の明治 7、8（1874、5）年頃、京都で古河太四郎によりろうあ者への教育が始められ、明治 11（1878）年には京都盲唖院が開設されて、盲人の教育も始められた。

一方、東京においても、楽善会という篤志家グループによる盲人を教育するための訓盲所の設立運動が始まった。明治8（1875）年5月、古川正雄・津田仙・中村正直・岸田吟香、およびボルシャルド（中村正直の家塾「同人会」の教師）の5名がヘンリー・フォールズ（英人医師・宣教師）宅にて会合し、始めて訓盲のことを相談し、古川正雄を会頭、岸田吟香を書記に選び、「楽善会」を組織した。同6月、古川・津田・中村・岸田の4名が訓盲院設立の事を東京府知事大久保一翁に「訓盲院取立度建言書」を出願したが許可されなかった。同 11 月、再び東京府知事に請願したが、またも許可されなかった。

明治9（1876）年、杉浦譲・前島密・山尾庸三・小松彰らが新たに楽善会に加入した。2月 27 日に岸田、古川、津田、中村、小松、杉浦、前島の連署で楽善会規則及び目的を添付し、3度目の請願書を東京府権知事楠本正隆に出したところ、3月 15 日に許可を得た。

明治 13（1880）年、楽善会訓盲院の業務が開始され、視覚・聴覚障害児に対する教育が開始された。これが現在の筑波大学附属視覚（及び聴覚）特別支援学校である。

2.4　日本の点字制定

その当時の盲学校における教材は普通の漢字やかなを紙面に凸書したものなどが使われた。明治 17（1884）年、手島精一はロンドンの教育博覧会から点字の書物や器具を持ち帰った。明治 18（1885）年、小西信八は東京盲唖学校でブライユの点字を用いて日本語をローマ字式点字で生徒に教えた。明治 23（1890）年 11 月1日、東京盲唖学校教員・石川倉次の考案した日本語の点字が、東京盲唖学校内の点字選定会で採用された。そのため 11 月1日を「日本点字制定の日」としている。図3は 1990 年 11 月1日に日本の点字制定 100 周年で発行された記念切手である。切手には日本の点字で「てんじ」とエンボス加工がされている [4]。

図3　日本の点字制定 100 周年記念（1990）

3. 点字郵便の開始

点字の普及と共に、点字本の出版がさかんに行われるようになった。点字本は重量がかさみ、郵送費用の高さが問題となってきた。そこで、イギリスでは1904年に点字郵便の減額化が行われた。

わが国でも、点字の普及に伴い、点字郵便の減額化の請願が行われるようになった。「東京盲学校六十年史」(昭和12年発行）に点字郵便減額化運動に関する記述があり、関係箇所を抜粋する[10]。

大正元年9月26日　点字印刷物万国郵便連合会に郵税軽減の件につき参加するよう該会委員長より申来る。

同年11月15日　学校長日本盲人協会会長山岡中佐と共に逓信省へ出頭、点字書籍並びに点字音楽書類郵税軽減の件に就き陳情し更に願書を同省及び文部省へ提出したり。

上記の大正元年11月15日付の記録について、雑誌「内外盲人教育」第1巻冬号（大正2年2月）に「盲人用点字印刷書籍並びに点字音楽書万国郵便税軽減の件に付請願」の記事が掲載されており、以下のような記述がある[12]。

今般英国ロンドン市の万国盲人保護大会委員長ヘンリー・ジョーウィルソン氏により英文書面で、盲人用点字書籍、印刷物並びに点字音楽書印刷物の万国郵便税軽減の件に付、当局へ請願すべき依頼を受け申候、おもうにわが国でも盲人教育は次第に発展し来たり、点字印刷の書籍雑誌類を購読するもの次第に多く相成申候、然るに郵税高率のため或る種の書籍では原代金より郵税を多く支払うの状況に之有候、かくてはこの道発展上少なからず障害と相成に付、ヘンリー委員長の意見至極適当なりと存知じ賛同致候、この願御詮議相成度右原文に訳文（注）を添えて請願致候成。

大正元年11月15日

東京盲学校長　町田則文
日本盲人協会長　山岡熊治

文部大臣殿
逓信大臣殿

（注）本文中のある訳文は以下の通りである。

「1911年英国で開催された万国盲人大会において、英国政府並びに万国郵便連合の各国政府に建議して点字印刷物、点字書籍の万国郵送税の軽減を申し出ることに決議した。万国郵便連合の大会が近々開催されるので、各盲人協会、各盲人学校に通知してそれぞれの政府に申し出、その会に出席する代表者に減税の必要を説明して欲しい」

この後の経過について「東京盲学校60年史」には以下の記述がある。

大正4年10月5日　学校長小西東京聾唖学校長山岡中佐、3名逓信省に出頭第5回盲唖教育会の決議に係る点字印刷物郵税軽減につき建議書を提出す。

このような請願運動の結果、大正6（1917）年5月23日付けの郵便規則中改正、省令第16号において、点字郵便の減額化が同年7月15日より施行されることになった。

「郵便規則中改正　大6.5.23　省令第16号」より点字郵便に関する部分の条項のみ抜粋する（条文の漢数字はアラビア数字変更した）。

郵便規則中左の通改正ス
第14条ノ2　全部印刷シタル無封ノ書状及盲人点字ノ無封ノ書状ハ其ノ料金ヲ重量10匁又ハ其ノ端数毎二金2銭トス
（中略）
第19条ノ2　盲人用点字ノ定期刊行物ハ其ノ料金ヲ重量40匁又ハ其ノ端数毎ニ金5厘トス
第23条ノ2　盲人用点字ノ書籍、印刷物及業務用書類ハ其ノ料金ヲ重量50匁又ハ其ノ端数毎ニ金2銭トス
附則　本令ハ大正6年7月15日ヨリ之ヲ施行ス

本改正に関し、「東京盲学校六十年史」には以下の記述がある[10]。

大正6年5月23日　逓信省令第16号を以って郵便規則改正盲人用点字無封の書状並びに定期刊行物の料金軽減の件公布せらる。

同年7月15日　本日より点字郵税軽減の件実施せらる。

「東京盲学校六十年史」において点字郵便減額化に関する記述は上記が最後であり、その後の料金改定時などについては記載が認められなかった。

また、「内外盲人教育」第6巻夏号（大正6年7月）には以下の記述がある。「われら郵税軽減につき其の筋に希望を申し述べたが、遂に去る5月23日逓信省令第16号を以って軽減のことが発布された。まことに盲人諸君は満足する所なるべし」[12]。

4. 点字郵便料金の変遷 [8, 13]

表1に国内の点字郵便料金表を示す。盲人用点字郵便の料金に加え、第1種郵便（有封書状）、第2種郵便（通常葉書）の料金も比較のために記載した。なお、第1種の無封書状や第3種・第4種の点字郵便以外の料金は割愛した。

第4種便は書籍と商品見本を低料金で送るためのもので、明治4（1871）年12月5日より始まった。大正6（1917）年7月15日の点字郵便減額化の際、点字の書籍・印刷

表１　国内点字郵便料金の変遷 [8, 13]

<table>
<tr><th rowspan="2">施行年月日</th><th colspan="2" rowspan="2">第１種（書状）</th><th rowspan="2">第２種</th><th colspan="2">第３種</th><th colspan="4">第４種</th></tr>
<tr><th colspan="2">盲人用点字定期刊行物</th><th colspan="2">盲人用点字印刷物</th><th colspan="2">同約束郵便</th></tr>
<tr><td>大正 6(1917).7.15</td><td rowspan="2">4 匁までごとに</td><td rowspan="3">3 銭</td><td rowspan="3">1.5 銭</td><td>40 匁までごとに</td><td rowspan="3">5 厘</td><td>50 匁までごとに</td><td>2 銭</td><td>50 匁までごとに</td><td>1 銭</td></tr>
<tr><td>大正15(1926).7.15</td><td>150 匁までごとに</td><td rowspan="2">1 銭</td><td>150 匁までごとに</td><td rowspan="2">5 厘</td></tr>
<tr><td>昭和 6(1931). 8. 1</td><td>15g までごとに</td><td rowspan="2">550 gまでごとに</td><td>550 gまでごとに</td><td>350 gまでごとに</td></tr>
<tr><td>昭和12(1937). 4. 1</td><td rowspan="12">20g までごとに</td><td rowspan="2">4 銭</td><td rowspan="3">2 銭</td><td colspan="2" rowspan="9">第４種へ統合</td><td rowspan="2">600 gまでごとに</td><td rowspan="2">5 厘</td><td colspan="2" rowspan="12">一般約束郵便に統合</td></tr>
<tr><td>昭和13(1938). 5. 1</td></tr>
<tr><td>昭和17(1942). 4. 1</td><td>5 銭</td><td rowspan="2">1 銭</td></tr>
<tr><td>昭和19(1944). 4. 1</td><td>7 銭</td><td>3 銭</td><td rowspan="8">1 kgまでごとに</td></tr>
<tr><td>昭和20(1945). 4. 1</td><td>10 銭</td><td>5 銭</td><td>3 銭</td></tr>
<tr><td>昭和21(1946). 7.25</td><td>30 銭</td><td>15 銭</td><td>5 銭</td></tr>
<tr><td>昭和22(1947). 4. 1</td><td>1.20 円</td><td>50 銭</td><td>15 銭</td></tr>
<tr><td>昭和23(1948). 7.10</td><td>5 円</td><td rowspan="2">2 円</td><td>50 銭</td></tr>
<tr><td>昭和24(1949). 5. 1</td><td>8 円</td><td>80 銭</td></tr>
<tr><td>昭和26(1951).11. 1</td><td rowspan="2">10 円</td><td rowspan="2">5 円</td><td>1 円</td></tr>
<tr><td>昭和36(1961). 6. 1</td><td colspan="2">無料となる</td></tr>
</table>

物・業務用書類は第4種便として取り扱うことになった。第1種の有封書状は4匁（1匁は 3.75 gに当たる）ごとに３銭、第１種の無封書状は8匁ごとに2銭であった。点字郵便減額化当初の基本料金は2銭で、第1種の無封書状の料金と差はないが、第4種郵便の盲人用点字印刷物は 50 匁まで2銭であり、重量の増す刊行物、書籍、印刷物は減額されている。

第3種郵便は定期刊行物を低料金で送るためのもので、明治4（1871）年 12 月5日より始まり、点字郵便減額化の際、盲人用の定期刊行物を第3種郵便物として取り扱うことになった。第3種郵便の盲人用点字定期刊行物は 40 匁までごとに5厘であった。点字以外の第3種郵便は 20 匁までごとに５厘であり、盲人用点字定期刊行物では制限重量の配慮が認められる。その後、第3種郵便の盲人用点字定期刊行物は昭和 13（1938）年５月１日、第3種から外され、第４種の点字印刷物に統合された。これは第4種の方が安くなり、第3種として特別扱いする必要が無くなったためである。

明治 40（1907）年９月１日、第3種郵便物の許可を受けていない定期刊行物で、毎月1回以上刊行するものを第4種郵便の約束郵便として扱われるようになった。大正６（1917）年の点字郵便減額化開始の際、盲人用点字印刷物の約束郵便が設定され、50 匁ごとに１銭であった。同時期の一般の約束郵便は 30 匁ごとに１銭であり、基本料金は同一であるが、制限重量の配慮がみられる。この盲人用点字印刷物の約束郵便は昭和 12（1931）年4月１日の料金改定で、一般約束郵便に統合された。

第1種郵便（有封書状）の郵便料金に対する点字郵便の基本料金の割合（%）を郵便料金改定毎に比較する。

大正 6（1917）年7月 15 日	66.7%
大正 15（1926）年9月 7日	33.3%
昭和 12（1937）年4月 1日	12.5%
昭和 17（1942）年4月 1日	20.0%
昭和 19（1944）年4月 1日	14.3%
昭和 20（1945）年4月 1日	30.0%
昭和 21（1946）年7月 25 日	16.7%
昭和 22（1947）年4月1日	12.5%
昭和 23（1948）年 7月 10 日	10.0%
昭和 24（1949）年 5月 1日	10.0%
昭和 26（1951）年 11 月 1日	10.0%

このように点字郵便の減額の割合は制度開始時より徐々に大きくなり、昭和 23（1948）年7月 10 日以降無料化までは第1種書状料金の 10%の料金であった。

5. 点字郵便料金の変遷と実際の使用例

次に国内の点字郵便料金の変遷を全日本切手展 2011 に出品した「点字郵便」（図4）の切手展作品 [7] を引用し実際の使用例を提示する。本作品は点字郵便料金の改定ごとに、実際の使用例を収集し展示したものである。

作品の構成はタイトルリーフ（リーフ1）、第1種使用例（リーフ2～ 14）、第2種使用例（リーフ 15 ～ 16）である。以下の引用は図4のリーフ番号のみ記載する。

リーフ2は点字郵便減額化以前の点字郵便の使用例である。明治 38（1905）年 12 月 22 日の消印である（局名判読不明）。点字郵便減額化以前のため、一般書状と同様に3銭の切手が貼られている。リーフ右側に同封の点字の手紙を展示した。

点字郵便の基本料金は大正 15（1926）年9月7日の料金改定で 50 匁ごとに2銭が1銭に値下げされた。昭和6年（1931）年8月1日の料金改定では重量単位がグラムに変更され、550g までごとに1銭となった。リーフ3は基本料金1銭の期間の使用例である。昭和5（1930）年8月5日（大阪川口局）の消印で、現在報告されている盲人用点字郵便で最古の使用例に属するものと思われる。

昭和 12（1937）年4月1日の料金改定で、第1種や第2種の郵便料金は値上げされているのにも関わらず、点字郵便の基本料金は1銭から 5 厘に値下げされた。リーフ4はその使用例である。大阪中央局の昭和 12（1937）年4月4日の消印があり、料金改定後の初期使用例である。本状裏面の差出は大阪点字毎日（現・点字毎日）で、大河原欽吾宛である。大河原欽吾は当時、東京盲学校教諭で点字研究の第一人者であり、「点字発達史」（昭和 12 年刊）を著した。点字の文面は同書を大阪点字毎日で点字出版させてほしいとの依頼状であり、近代盲人史においても重要な書簡の一つと考える。

昭和 17（1942）年4月1日の料金改定で基本料金は5厘から1銭に値上げされた。リーフ5はその使用例である。昭和 18（1943）年7月5日（福島局）の消印で、郡山盲学校内に差し出したものである。

昭和 20（1945）年4月1日の料金改定で基本料金は1銭から3銭に値上げされた。リーフ6はその使用例である。奈留島（長崎県）、昭和 20（1945）年の消印であるが、月日は判読不能である。太平洋戦争末期、物資の不足から磨耗した郵便印は交換されず、そのまま使用されていたためである。また本状の封筒には点字用紙が再利用されており、太平洋戦争末期の物資不足の状況を反映した興味深い郵便物と思われる。

昭和 21（1946）年7月 25 日の料金改定で基本料金は3銭から5銭に値上げされた。リーフ7はその使用例である。昭和 22（1947）年3月9日（溝谷局）の消印がある。

昭和 22（1947）年4月1日の料金改定で基本料金は5銭から 15 銭に値上げされた。リーフ8はその使用例である。昭和 22（1947）年 9 月 3 日（牛込局）の消印がある。

昭和 23（1948）年7月 10 日の料金改定で基本料金は15銭から50銭に値上げされた。リーフ9はその使用例である。昭和 24（1949）年3月 18 日（新潟局）の消印がある。点字による本文の上に帯封状の宛名をつけたものである。

昭和 24（1949）年 5 月 1 日の料金改定で基本料金は 50 銭から 80 銭に値上げされた。リーフ 10 はその使用例である。昭和 24（1949）年7月9日（柏崎局）の消印がある。1円切手が貼られており、20銭分料金が過貼りである。

昭和 26（1951）年 11 月1日の料金改定で基本料金は 80 銭から1円に値上げされた。リーフ 11 と 12 はその使用例である。リーフ 11 は昭和 28（1953）年8月 24 日（広島・加計局）の消印で、台切手は銭単位の1円切手が貼られている。リーフ 12 は昭和 31（1956）年8月6日（長野局）の消印で台切手は円単位の1円切手が貼られている。この1円切手の図案は郵便の創業者の前島密である。前述の通り、前島密はわが国の盲学校設立に尽力し、その後も終生、その発展に貢献した [9]。したがって、盲人用点字郵便に前島密を描いた通常切手が使用されたことは意義深いと考える。

昭和 36（1961）年6月1日より、盲人郵便物（盲人用点字、盲人用録音テープ、点字用紙）の郵便料が無料化された。リーフ 13 はその使用例で、昭和 36（1961）年7月 17 日（兵庫・上野）の消印があり、点字郵便無料化初期の使用例である。

平成 15 年（2003）4月1日の日本郵政公社化以降、「盲人用」の表記が「点字用郵便」に変更された。リーフ 14 は速達使用例で、速達料金（270 円）のみ貼付されている。

第2種（通常葉書）の点字郵便は昭和 36（1961）年6月1日の点字郵便無料化以前は減額されず、通常料金と同様であった。リーフ 15 は点字郵便無料化以前の通常葉書使用例を示す。左側の葉書は日本点字の考案者である石川倉次宛の点字葉書で、大正6（1917）年1月2日（前橋局）の消印がある。右側の葉書は昭和6（1931）年1月1日の沙河口（現在の中国・大連市）の消印である。いずれも官製葉書に点字が書かれている。

昭和 36(1961) 年6月1日の点字郵便の無料化によって、それ以前は減額されなかった点字葉書も無料化された。図リーフ 16 はその使用例で、昭和 51（1976）年5月 16 日（松代局）の消印がある。本状の宛名はカナタイプによって書かれている。ワープロ普及以前、視覚障害者はカナタイプによって墨字を書いていた事を示す資料である。

6. 点字郵便物展示会の開催

水戸千波郵便局（水戸市千波町 214 − 1、川上洋一局長）において点字郵便無料化 50 年に当たる6月1日に合わせ、平成 23（2011）年 6 月1日～ 15 日の間、点字郵便無料化 50 年記念点字郵便物展示会を開催した。前述の全日本切手展に出品した「点字郵便」を中心に展示し、合わせて視覚障害関連切手や関連資料も展示した（一部はファイルによる閲覧）。図 5 は展示風景で、水戸千波郵便局のロビー内に展示された。同局利用者が見学するとともに、関東近県からの多数の参観者があった。

図5　点字郵便展示会の展示風景（水戸千波郵便局）

図6は開催期間中に使用された小型印である。小型印には日本式点字で「てんじ」が墨点字で書かれ、点字用郵便が描かれている。小型印はイベントなどで使用される日付印で、日本郵便の公式の消印であり、点字郵便無料化50年に合わせてこのような小型印の使用ができた意義は極めて大きい。

図6　点字郵便物展示会　点字郵便無料化50年の小型印（初日印）
水戸千波局、使用期間：平成23（2011）.6.1 ～ 15

7. 今後の課題

これまで、国内の盲人用点字郵便の調査収集を続けているが、第4種点字郵便印刷物のうち、基本料金2銭の期間（大正6年7月15日～大正15年7月14日）、昭和12（1937）年4月1日改定以前の第4種盲人用点字印刷物の約束郵便、昭和13（1938）年5月1日改定以前の第3種の盲人用定期刊行物の使用例は未発見である。

点字郵便は郵便史においても重要であるが、それ以上に近代盲人史において重要である。盲人の文化・教育遺産とも言える初期の点字郵便の調査・保存は急務である。今後、郵趣・郵便史研究関係機関だけではなく、全国の盲学校、点字図書館、視覚障害関係団体などに対する調査が必要とあると考える。

また、水戸千波郵便局で開催したような一般向けへの展示会を通して視覚障害者や点字に対する理解を図る必要があり、今後とも、視覚障害者教育に携わる本学教員としてさらに積極的に進めていきたいと考える。

日本からの点字の外国郵便については現在、調査収集中であり、今後の研究課題である。

8. おわりに

以上、日本国内の点字郵便の変遷を実際の使用例を基に示した。本稿によって盲人用点字郵便の散逸が防がれ、保存調査が進むことを願っている。

点字郵便の無料化によって、点字本・録音図書などが無料で送ることができるようになり、視覚障害者の教育・福祉に多大の貢献を果たしたのは言うまでもない。今後もこの制度が継続維持されるよう、関係各位のご支援をお願いする次第である。

謝辞

点字郵便無料化50年記念点字郵便物展示会の開催並び小型印の使用に当たり、水戸千波郵便局・川上洋一局長に多大のご支援を頂きました。謹んで御礼を申し上げます。

本文中に掲載の未使用の切手画像を紙の媒体にカラーで印刷した場合、郵便切手類模造等取締法に触れる恐れがありますので、ご留意下さい。

引用・参考文献（切手展作品を含む）

[1] 大沢秀雄：視覚・聴覚障害に関連した切手．筑波技術大学テクノレポート Vol.14：281 ～ 287，2007
[2] 大沢秀雄：視覚障害に関連する切手．切手の博物館研究紀要第4号：3 ～ 25，2007
[3] 大沢秀雄：聴覚障害に関連した切手．切手の博物館研究紀要第6号：12 ～ 41，2009
[4] 大沢秀雄：切手が伝える視覚障害 －点字・白杖・盲導犬－，彩流社，2009
[5] 大沢秀雄：視覚障害（切手展作品），第44回全国切手展，日本郵趣協会主催，金銀賞・小倉謙賞，東京，2009年10月
[6] Hideo Ohsawa：The Blind（切手展作品），日本国際切手展2011，郵便事業株式会社・日本郵趣協会主催・日本郵趣連合主催，大銀賞，横浜，2011年8月
[7] 大沢秀雄：点字郵便（切手展作品），全日本切手展2011，郵便事業株式会社主催，金銀賞，東京，

2011 年 4 月
[8] 大沢秀雄：日本の点字郵便のあゆみ−開始から無料化まで−．郵趣研究第 100 号：16 ～ 19，2011
[9] 大沢秀雄：楽善会訓盲院の盲唖生徒が製造した駅逓用封筒の発見−前島密と楽善会訓盲院−．筑波技術大学テクノレポート Vol.15：75 ～ 80，2008
[10] 東京盲学校六十年史，東京盲学校，1935
[11] 鈴木力二：図説盲教育史事典，日本図書センター，1985
[12] 下田知江：盲界事始め，あずさ書店，1991
[13] 天野安治：エンタイヤを読む（改定新版），日本郵趣出版，1985

日本の点字郵便無料化50年記念出品

点字郵便

点字はフランスのルイ・ブライユによって1825年に発明され（6点式の点字）、これによって視覚障害者は文字によって学習したり、また記録することが可能となった。

明治維新後、盲学校が創立された。その当時の盲学校における教材は漢字やかなを紙面に凸書したものなどが使われた。明治17（1884）年、手島精一はロンドンの教育博覧会から点字の書物や器具を持ち帰った。明治18（1885）年、小西信八は東京盲唖学校でブライユの点字を用いて日本語をローマ字式点字で生徒に教えた。

明治23（1890）年11月１日、東京盲唖学校教員・石川倉次の考案した日本語の点字が、東京盲唖学校内の点字選定会で採用された。そのため11月１日を「日本点字制定の日」としている。点字の普及に伴い、点字の盲学校用教科書や聖書などの本の出版が始まり、郵送費用の高さが問題となった。大正6（1917）年7月15日より盲人用点字郵便の減額が開始され、数度の料金改定を経て、昭和36（1961）年6月1日に点字郵便が無料化された。本年は点字郵便無料化50年の記念年であるため、この機会に盲人用点字郵便の国内用料金の変遷を実逓便によって示した。

	日付	基本料金	重　量	種別	リーフ
I 定形書状	大正 6. 7. 14以前	減額なし	一般書状料金と同じ		2
	大正 6. 7. 15	2銭	盲人用点字50匁	4種	3
	大正15. 9. 7	1銭	盲人用点字150匁	4種	
	昭和 6. 8. 1	1銭	盲人用点字550ｇ	4種	
	昭和12. 4. 1	5厘	盲人用点字600ｇ	4種	4
	昭和17. 4. 1	1銭	盲人用点字1ｋｇ	4種	5
	昭和20. 4. 1	3銭	盲人用点字1ｋｇ毎	4種	6
	昭和21. 7. 25	5銭	盲人用点字1ｋｇ毎	4種	7
	昭和22. 4. 1	15銭	盲人用点字1ｋｇ迄	4種	8
	昭和23. 7. 10	50銭	盲人用点字印刷物1ｋｇ迄	4種	9
	昭和24. 5. 1	80銭	盲人用点字印刷物1ｋｇ迄	4種	10
	昭和26. 11. 1	1円	盲人用点字印刷物1ｋｇ迄	4種	11-12
	昭和36. 6. 1	無料	盲人用点字印刷物1ｋｇ迄	4種	13-14
II 第2種	昭和36. 5. 31まで	減額なし	点字葉書は減額化適用なし		15
	昭和36. 6. 1	無料	無料		16

1

1-1　盲人用点字郵便減額化以前の使用例

点字郵便

日本式点字は明治23（1890）年11月1日に東京盲唖学校教諭・石川倉次により考案された。その後、徐々に点字が普及し始まり、点字による文章を同封したの書状が送られるようになった。

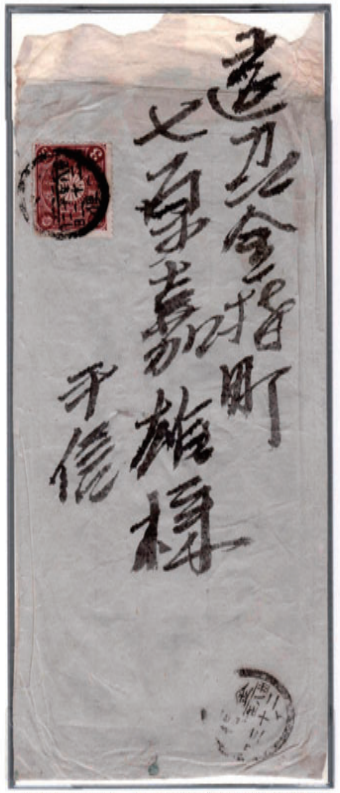

明治38.12.22　点字郵便減額以前の使用例
通常の書状料金3銭が貼られている。

同封の点字

2

図4

1-2 基本料金1錢（大正15.7.15～昭和12.3.31）
点字郵便
盲人用点字郵便の減額化は大正6年7月15日（50匁ごと2錢、第4種）より開始し、大正15年9月7日の改定で150匁ごとに1錢となった。昭和6年8月1日の改定で匁からグラム単位となり、550gごとに1錢に変更された。
同封の点字
昭和5.8.5 大阪川口、旧大正毛紙1錢単貼り
3
1-3 基本料金5厘（昭和12.4.1～昭和17.3.31）
点字郵便
昭和12年4月1日の改定で盲人用点字郵便（第4種）基本料金が550gごとに1錢から600gごとに5厘へと値下げされた。
同封の点字
封筒裏面（40%）
差出：大阪点字毎日
（世界で唯一の点字新聞）
田沢5厘単貼 昭和12.4.4、大阪中央
宛先：東京盲学校教諭・大河原欽吾
（「点字発達史」の著者）
4

図4

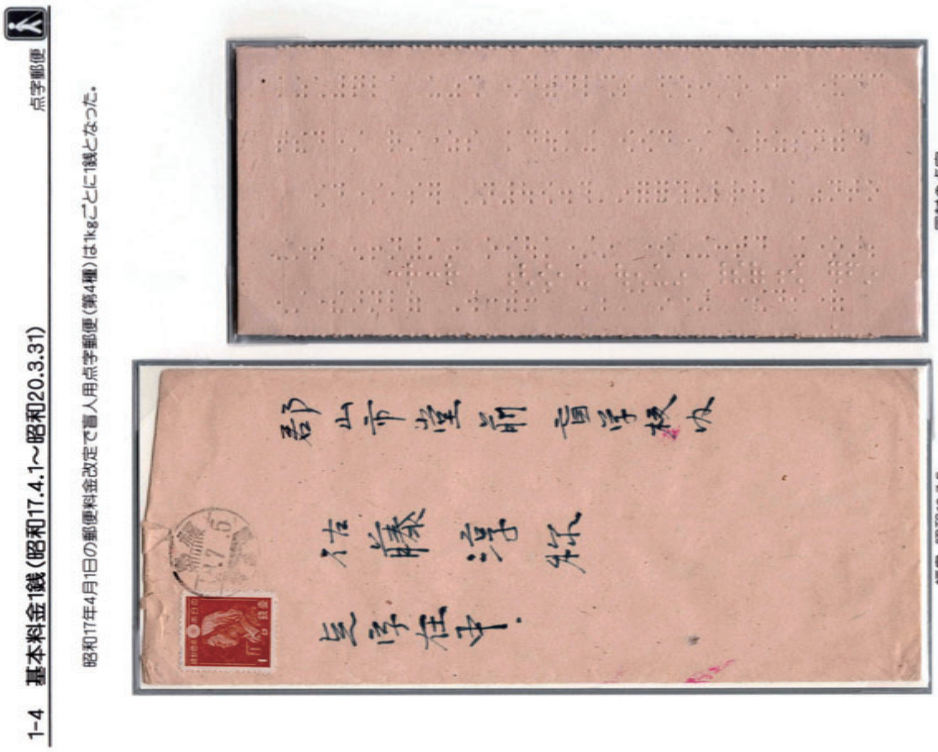
1-4 基本料金1錢(昭和17.4.1～昭和20.3.31)
点字郵便
昭和17年4月1日の郵便料金改定で盲人用点字郵便(第4種)は1kgごとに1錢となった。
同封の点字
福島、昭和18.7.5
1錢(女子工員)単貼
5

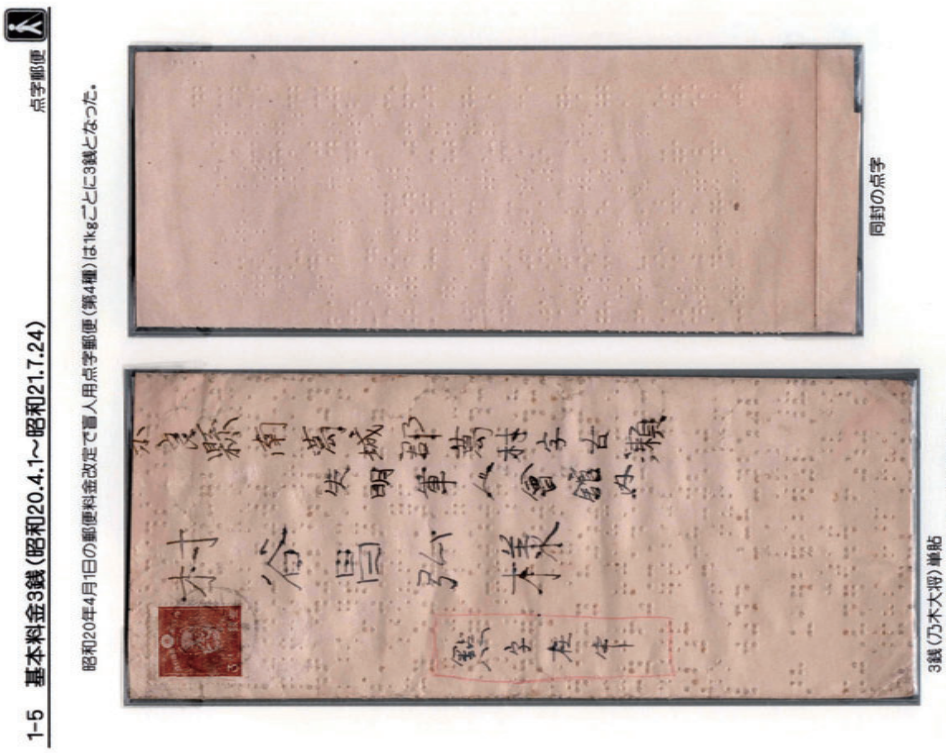
1-5 基本料金3錢(昭和20.4.1～昭和21.7.24)
点字郵便
昭和20年4月1日の郵便料金改定で盲人用点字郵便(第4種)は1kgごとに3錢となった。
同封の点字
3錢(乃木大将)単貼
奈留島(長崎)、昭和20.-.-(判読不明)
点字用紙を再利用した封筒が使用
6

図4

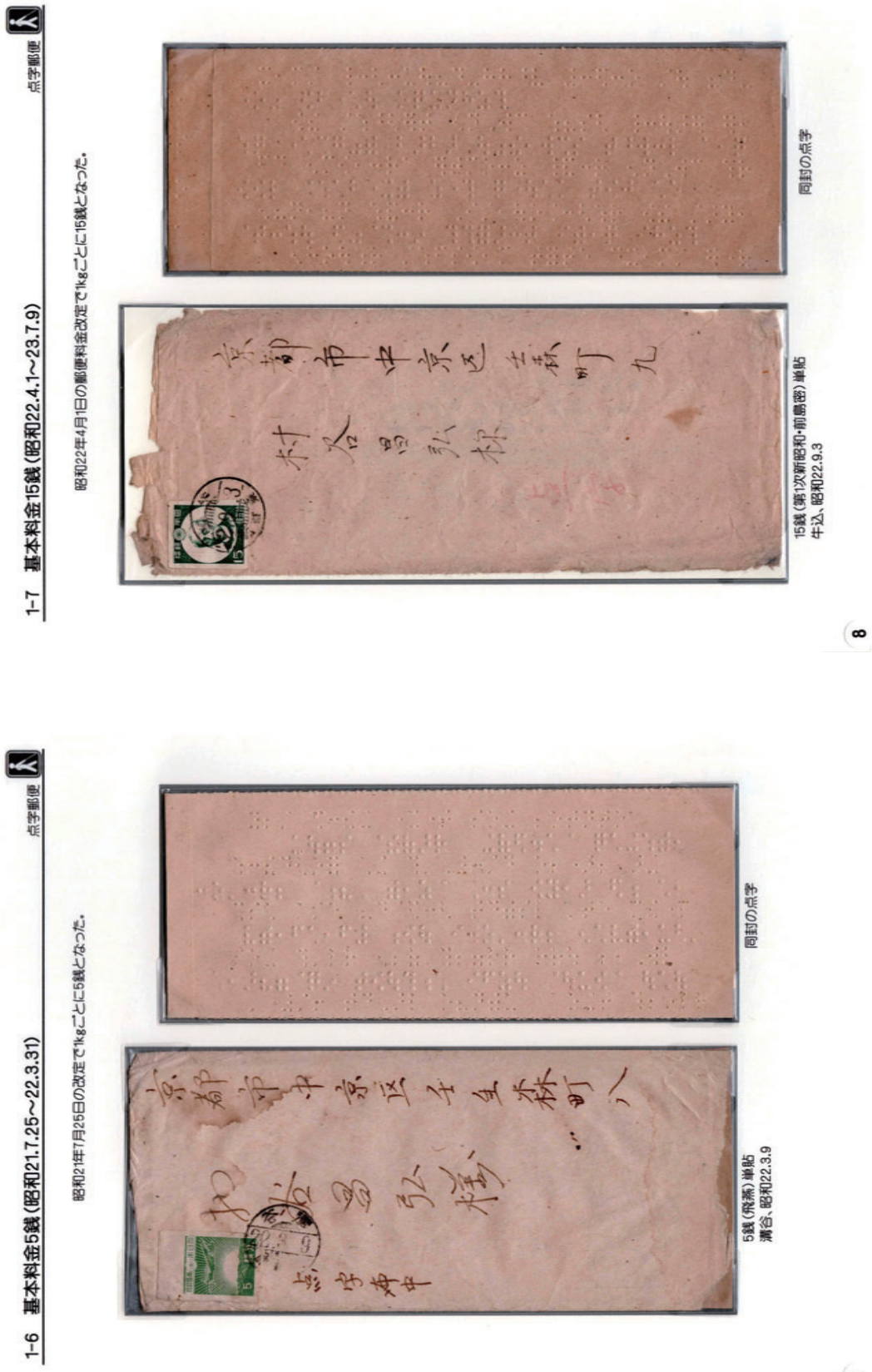
1-6 基本料金5銭（昭和21.7.25～22.3.31）
点字郵便
昭和21年7月25日の改定で1kgごとに5銭となった。
5銭（飛燕）単貼
溝谷、昭和22.3.9
同封の点字
7
1-7 基本料金15銭（昭和22.4.1～23.7.9）
点字郵便
昭和22年4月1日の郵便料金改定で1kgごとに15銭となった。
15銭（第1次新昭和・前島密）単貼
牛込、昭和22.9.3
同封の点字
8

図4

1-8　基本料金50銭（昭和23.7.10～24.4.30）

点字郵便

昭和23年7月10日の郵便料金改定で盲人用点字郵便は1kgごとに50銭となった。

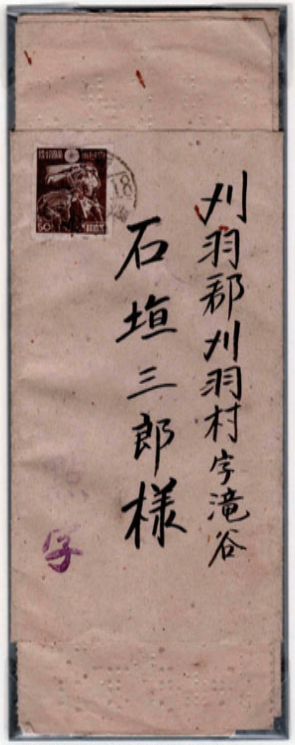

50銭（第2次新昭和・炭坑夫）単貼
新潟、昭和24.3.18　点字による本文の上に帯封状に宛名をつけたもの。

1-9　基本料金80銭（昭和24.5.1～26.10.30）

点字郵便

昭和24年5月1日の郵便料金改定で、盲人用点字郵便は1kgごとに80銭となった。

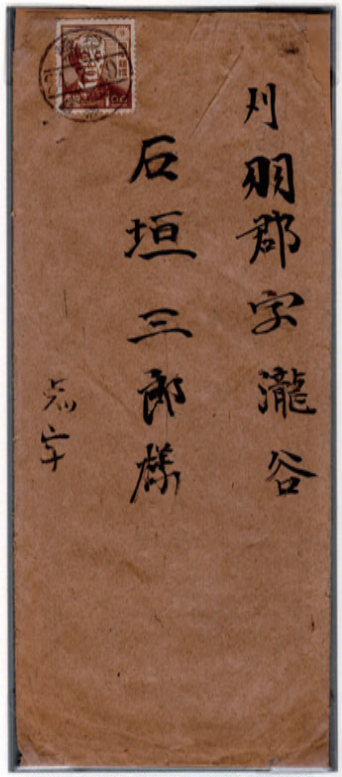

1円（第2次新昭和・前島密）、20銭分料金過貼
柏崎、昭和24.7.9

同封の点字

図4

1-10　基本料金1円（昭和26.11.1～36.5.31）①

点字郵便

昭和26年1月1日の郵便料金改定で、盲人用点字郵便は第4種として1kgごとに1円となった。

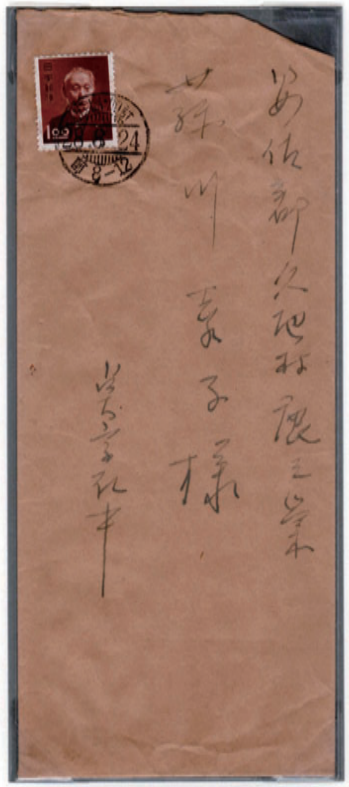

1円（第1次動植物国宝・前島銭単位）単貼
広島・加計、昭和28.8.24

1-10　基本料金1円（昭和26.11.1～36.5.31）②

点字郵便

盲人用点字郵便の有料制度は昭和36年5月31日まで続いた。

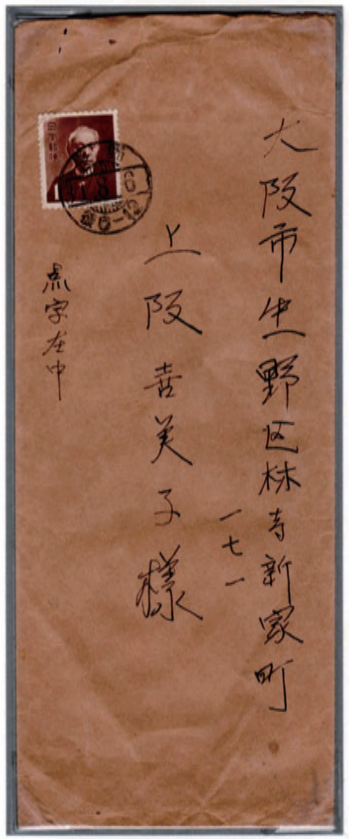

1円（第2次動植物国宝・前島円単位）貼
長野、昭和31.8.6

図4

1-11　無料化（昭和36.6.1～）①

点字郵便

昭和36（1961）年6月1日より、盲人郵便物（盲人用点字、盲人用録音テープ、点字用紙）の郵便料が無料化された。

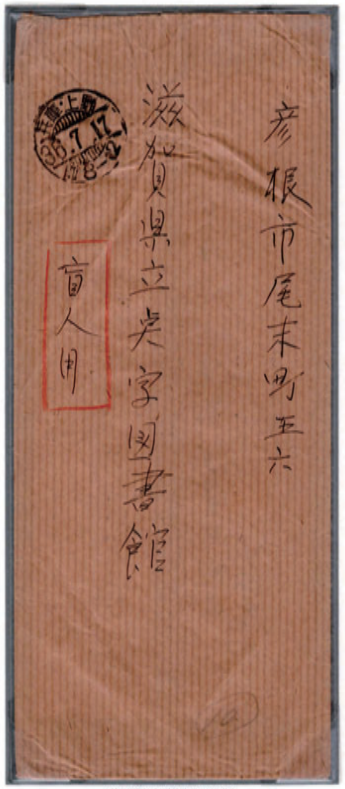

無料化初期使用例
兵庫・上野、昭和36.7.17

1-11　無料化（昭和36.6.1～）②

点字郵便

平成15年4月1日の日本郵政公社化以降、「盲人用」の表記が「点字用郵便」に変更された。

新宿北
平成19.6.12

速達使用例
速達料金（270円）のみ貼付

宛先の筑波技術大学保健科学部は視覚障害学生の教育を行う国立大学法人である。

図4

2-1　第2種使用（無料化以前）

点字郵便

盲人郵便物無料化施行以前では、点字書状・印刷物は減額化されたが、
第2種便では減額されず、葉書に点字が打たれて使用された。

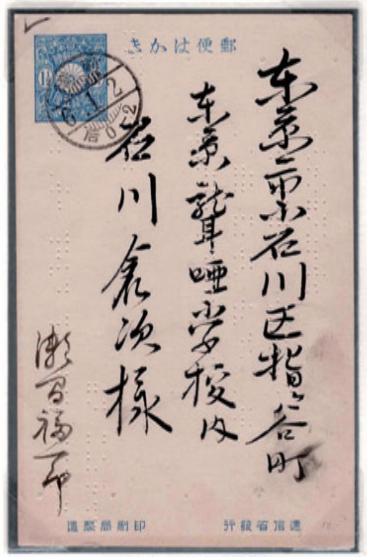

前橋、大正6.1.2、年賀状
点字郵便減額化以前の使用例。
日本点字の考案者である、東京聾唖学校教員・
石川倉次宛の点字葉書。

沙河口（満州）、昭和6.1.1、年賀状
減額化以後も点字葉書は通常料金であった。

2-2　第2種使用（無料化以降）

点字郵便

盲人郵便物無料化施行以後、第2種の点字葉書は無料となった。

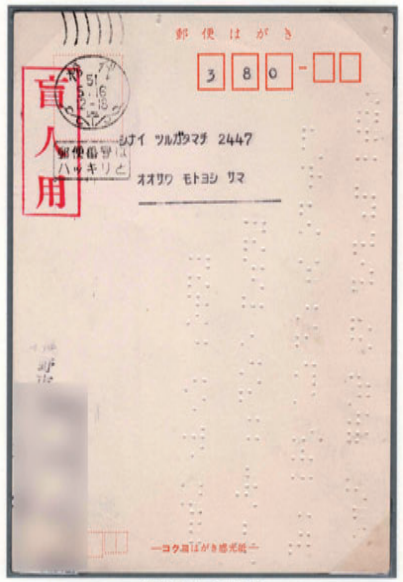

昭和51.5.16、松代
カナタイプの宛名がある。ワープロ普及以前、視覚障害者はカナタイプによって墨字（点字に対し普通のペンやインクで書いた文字のこと）を記載していた。

図4

The History of the Braille Postal System in Japan
− The 50th Anniversary of the Non-Charge Braille Postal System in Japan −

OHSAWA Hideo

Department of Health, Faculty of Health Science, Tsukuba University of Technology

Abstract: Charge cut-ization of Braille mail started in Japan on July 15, 1917. Braille mail was changed into a free service on June 1, 1961. Since the change to non-charge Braille mail, books in braille, recorded books, etc., can now be sent for free, which has contributed greatly to the education of visually impaired persons and their welfare. This paper explains the changes to the Braille postal system in Japan.

Keywords: Braille mail, braille, postage stamp